

めじろん着ぐるみ貸出業務実施要領

1 目的

この要領は、チャレンジ！おおいた国体の終了後も各種イベントにおいて楽しく「めじろん着ぐるみ」（以下、着ぐるみという。）を利用していただくための貸出等について必要な事項を定める。

2 着ぐるみ保管場所

着ぐるみは、教育委員会体育・給食課（以下「体育・給食課」という。）に保管する。

3 貸出品目

着ぐるみ 1セット セット内容：着ぐるみ、タイツ、靴、手袋、

4 貸出基準

体育・給食課が許可する貸出基準は次のとおりとする。

原則として、中津市内での貸出のみ行い、市民等が主催する公益性（社会奉仕等）のあるイベント等に貸出をする。

公益性の判断は、①誰でも参加できる ②参加料（出店料等）が無料 ③特定の企業の利益（客集め）のためではない 以上の項目を全て満たすこと。

ただし、公共団体・公共的団体及び学校教育法の規定による学校、児童福祉法の規定による児童福祉施設が主催するものについてはこの限りではない。

5 貸出申請

着ぐるみ貸出希望者は、事前に、借用申請書（様式1号）を体育・給食課に提出するものとする。

6 禁止事項

着ぐるみの貸出許可を受けたものは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸出許可の権利を、第三者に譲渡、転貸したり、または管理運用を委託すること。
- (2) 許可された内容以外で使用すること。
- (3) 火気を使用したり、危険物の近辺で使用すること。
- (4) 雨天時に屋外で使用すること。

7 遵守事項

着ぐるみ貸出許可を受けたものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみの受領後は、袋から出し、風通しのよい日陰に置くこと。
- (2) 着ぐるみの取り扱いについて、損傷、汚損、紛失しないよう十分に注意する。
着ぐるみをき損又は紛失した場合には、事務局の定める損害額を賠償することとする。
- (3) 事業終了後は、速やかに着ぐるみを事務局に返却すること。
- (4) 返却する際には、汚れ等を落とし陰干しして乾燥させておくこと。
- (5) 必要があれば、タイツ、手袋はクリーニングして返却すること。

8 許可の取り消し体育・給食課は、着ぐるみ貸出許可をうけたものが、次のいずれかに該当したときは、貸出許可を取り消すものとする。

- (1) この貸出業務実施要領に違反したとき。
- (2) その他事務局が不相当と認めたとき。

9 損害賠償

着ぐるみの許可を受けたものが、着ぐるみに起因することで第三者に対し損害を与えたときは、着ぐるみの貸出許可を受けたものが、その損害賠償の責任を負うものとする。

10 その他

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

平成25年4月1日改訂

* 学校教育法の規定による学校

小学校、中学校、高等学校、短期大学、幼稚園

* 児童福祉法の規定による児童福祉施設

保育所、児童養護施設、肢体不自由児施設、児童家庭支援センター